

福祉医療機構の中期目標・中期計画 (新旧対照表)

中 期 目 標		中 期 計 画	
新	旧	新	旧
平成 20 年 2 月 29 日付 厚生労働省発社援第 0229002 号指示 変更：平成 22 年 3 月 29 日付 厚生労働省発社援第 0329 第 66 号指示 変更：平成●年●月●日付 厚生労働省発社援第●第●号指示 独立行政法人福祉医療機構は、国の福祉政策及び医療政策と密接に連携しつつ、貸付その他の公共性の高い多様な事業を公正かつ総合的に実施することにより、わが国の福祉の増進並びに医療の普及及び向上に貢献することが期待されている。 独立行政法人通則法（平成 1 1 年法律第 1 0 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構が達成すべき業務運営に関する目標を次のように定める。 平成 2 0 年 2 月 2 9 日 厚生労働大臣 舩添要一	平成 20 年 2 月 29 日付 厚生労働省発社援第 0229002 号指示 変更：平成 22 年 3 月 29 日付 厚生労働省発社援第 0329 第 66 号指示 独立行政法人福祉医療機構は、国の福祉政策及び医療政策と密接に連携しつつ、貸付その他の公共性の高い多様な事業を公正かつ総合的に実施することにより、わが国の福祉の増進並びに医療の普及及び向上に貢献することが期待されている。 独立行政法人通則法（平成 1 1 年法律第 1 0 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構が達成すべき業務運営に関する目標を次のように定める。 平成 2 0 年 2 月 2 9 日 厚生労働大臣 舩添要一	平成 20 年 3 月 31 日付 厚生労働省発社援第 0331001 号認可 変更：平成 22 年 3 月 29 日付 厚生労働省発社援第 0329 第 69 号認可 変更：平成●年●月●日付 厚生労働省発社援第●第●号認可 独立行政法人福祉医療機構は、国の政策と連携した福祉医療分野の事業等を通じ、国民に信頼される総合的支援機関として、引き続き適切な業務運営に努めることとする。 独立行政法人通則法（平成 1 1 年法律第 1 0 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定に基づき、平成 2 0 年 2 月 2 9 日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人福祉医療機構中期目標を達成するため、同法第 3 0 条の規定に基づき、次のとおり、独立行政法人福祉医療機構中期計画を作成する。 平成 2 0 年 2 月 2 9 日 独立行政法人福祉医療機構 理事長 山口 剛彦	平成 20 年 3 月 31 日付 厚生労働省発社援第 0331001 号認可 変更：平成 22 年 3 月 29 日付 厚生労働省発社援第 0329 第 69 号認可 独立行政法人福祉医療機構は、国の政策と連携した福祉医療分野の事業等を通じ、国民に信頼される総合的支援機関として、引き続き適切な業務運営に努めることとする。 独立行政法人通則法（平成 1 1 年法律第 1 0 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定に基づき、平成 2 0 年 2 月 2 9 日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人福祉医療機構中期目標を達成するため、同法第 3 0 条の規定に基づき、次のとおり、独立行政法人福祉医療機構中期計画を作成する。 平成 2 0 年 2 月 2 9 日 独立行政法人福祉医療機構 理事長 山口 剛彦
第 2 法人全体の業務運営の改善に関する事項 独立行政法人の趣旨を十分に踏まえ、業務実施方法の更なる改善を図り、機構に期待される社会的使命を効率的、効果的に果たすことができるよう、経営管理の充実・強化を図ること。	第 2 法人全体の業務運営の改善に関する事項 独立行政法人の趣旨を十分に踏まえ、業務実施方法の更なる改善を図り、機構に期待される社会的使命を効率的、効果的に果たすことができるよう、経営管理の充実・強化を図ること。	第 1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 機構に期待される社会的使命を効率性、有効性を持って果たしていくために、第二期中期目標期間においては、「専門性の向上」と「業務間の連携強化」を図り、総合力の発揮を目指して、次のような機構の事業全般にわたる共通の取組を実施することとする。	第 1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 機構に期待される社会的使命を効率性、有効性を持って果たしていくために、第二期中期目標期間においては、「専門性の向上」と「業務間の連携強化」を図り、総合力の発揮を目指して、次のような機構の事業全般にわたる共通の取組を実施することとする。
1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成、人員配置等の業務運営体制を継続的に見直すこと。	1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成、人員配置等の業務運営体制を継続的に見直すこと。	1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備 （１）国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成、人員配置、人事評価制度、職員研修等の業務運営体制について、継続的に見直しを行う。	1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備 （１）国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成、人員配置、人事評価制度、職員研修等の業務運営体制について、継続的に見直しを行う。
		（２）国の政策や福祉医療に係る事業経営環境の変化等に迅速的確に対応するため、トップマネジメント	（２）国の政策や福祉医療に係る事業経営環境の変化等に迅速的確に対応するため、トップマネジメント

中 期 目 標		中 期 計 画	
新	旧	新	旧
		トを補佐する経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営を図る。	トを補佐する経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営を図る。
		(3) 多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図る。	(3) 多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図る。
2 業務管理（リスク管理）の充実 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、業務の実態に応じた業務管理手法の確立・定着を図るとともに、法人運営に伴い発生する業務上のリスク、財務上のリスク等を把握し、適切な予防措置を講じるなどリスク管理の充実を図ること。	2 業務管理（リスク管理）の充実 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、業務の実態に応じた業務管理手法の確立・定着を図るとともに、法人運営に伴い発生する業務上のリスク、財務上のリスク等を把握し、適切な予防措置を講じるなどリスク管理の充実を図ること。	2 業務管理（リスク管理）の充実 (1) 内部監査、顧客満足度調査、各種データ分析などに基づく是正・予防処置活動により、業務改善の推進及び事務リスクの抑制を図る。 また、職員の業務改革等に向けた取組を奨励し、業務改善活動の活性化を図るとともに、業務管理手法の改善等を進め業務管理の充実を図る。	2 業務管理（リスク管理）の充実 (1) 内部監査、顧客満足度調査、各種データ分析などに基づく是正・予防処置活動により、業務改善の推進及び事務リスクの抑制を図る。 また、職員の業務改革等に向けた取組を奨励し、業務改善活動の活性化を図るとともに、業務管理手法の改善等を進め業務管理の充実を図る。
		(2) 福祉貸付事業及び医療貸付事業においては、ALM（資産負債管理）システムなどを活用して、金利リスクなどの抑制に努める。	(2) 福祉貸付事業及び医療貸付事業においては、ALM（資産負債管理）システムなどを活用して、金利リスクなどの抑制に努める。
		(3) 個人情報の保護に関する法律に基づき個人情報保護を徹底するとともに、情報セキュリティー対策の充実を図る。	(3) 個人情報の保護に関する法律に基づき個人情報保護を徹底するとともに、情報セキュリティー対策の充実を図る。

中 期 目 標		中 期 計 画	
新	旧	新	旧
第３ 業務運営の効率化に関する事項 通則法第２９条第２項第２号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。	第３ 業務運営の効率化に関する事項 通則法第２９条第２項第２号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。	第２ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第３０条第２項第１号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。	第２ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第３０条第２項第１号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。
１ 業務・システムの効率化と情報化の推進 （１）平成１９年度に策定した以下の事業等に係る業務・システムの最適化計画に基づき業務の見直し並びにシステム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い、経費の節減及び随意契約の見直し等を図ること。 ・ 福祉医療貸付事業 ・ 福祉保健医療情報サービス事業 ・ 退職手当共済事業 ・ 年金担保貸付事業 ・ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務	１ 業務・システムの効率化と情報化の推進 （１）平成１９年度に策定した以下の事業等に係る業務・システムの最適化計画に基づき業務の見直し並びにシステム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い、経費の節減及び随意契約の見直し等を図ること。 ・ 福祉医療貸付事業 ・ 福祉保健医療情報サービス事業 ・ 退職手当共済事業 ・ 年金担保貸付事業 ・ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務	１ 業務・システムの効率化と情報化の推進 （１）平成１９年度に策定した以下の事業等に係る業務・システムの最適化計画に基づき業務の見直し並びにシステム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い、経費の節減及び随意契約の見直し等を図る。 ・ 福祉医療貸付事業 ・ 福祉保健医療情報サービス事業 ・ 退職手当共済事業 ・ 年金担保貸付事業 ・ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務	１ 業務・システムの効率化と情報化の推進 （１）平成１９年度に策定した以下の事業等に係る業務・システムの最適化計画に基づき業務の見直し並びにシステム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い、経費の節減及び随意契約の見直し等を図る。 ・ 福祉医療貸付事業 ・ 福祉保健医療情報サービス事業 ・ 退職手当共済事業 ・ 年金担保貸付事業 ・ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務
（２）業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、システム等の継続的な改善に努めること。	（２）業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、システム等の継続的な改善に努めること。	（２）業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、最適化対象外の他のシステムについても継続的な改善を推進する。	（２）業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、最適化対象外の他のシステムについても継続的な改善を推進する。
（３）情報化の進展による諸環境の変化に対応できるように、情報管理担当部署の専門性の向上を図るとともに、業務上必要となる職員のＩＴ技能の習得を推進すること。	（３）情報化の進展による諸環境の変化に対応できるように、情報管理担当部署の専門性の向上を図るとともに、業務上必要となる職員のＩＴ技能の習得を推進すること。	（３）情報化統括責任者（ＣＩＯ）及び情報化統括責任者（ＣＩＯ）補佐官を中心に、情報化推進体制の強化を図るとともに、情報システムの運用管理体制の向上を図るため、機構の情報化推進を担うＩＴ技術に精通した人材の育成を図る。	（３）情報化統括責任者（ＣＩＯ）及び情報化統括責任者（ＣＩＯ）補佐官を中心に、情報化推進体制の強化を図るとともに、情報システムの運用管理体制の向上を図るため、機構の情報化推進を担うＩＴ技術に精通した人材の育成を図る。
		（４）各業務の特性に応じて、当該業務に必要なＩＴに関する技能の習得を推進するため、職員に対する研修等を計画的に実施する。	（４）各業務の特性に応じて、当該業務に必要なＩＴに関する技能の習得を推進するため、職員に対する研修等を計画的に実施する。
２ 経費の節減 （１）業務方法の見直し及び事務の効率化を行い、経費の節減に努めること。	２ 経費の節減 （１）業務方法の見直し及び事務の効率化を行い、経費の節減に努めること。	２ 経費の節減 （１）質が高く効率的な業務運営を確保し、組織における資源を有効に活用するため、業務の外部委託（アウトソーシング）を適切に活用する。	２ 経費の節減 （１）質が高く効率的な業務運営を確保し、組織における資源を有効に活用するため、業務の外部委託（アウトソーシング）を適切に活用する。

中 期 目 標		中 期 計 画	
新	旧	新	旧
(2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。 ① 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。 ② 随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善により、コストの削減や透明性の確保を図ること。 ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。 ④ 監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表すること。	(2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。 ① 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。 ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。 ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。	(2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。 ① 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。 ② 随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善により、コストの削減や透明性の確保を図る。 ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。 ④ 監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。	(2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。 ① 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。 ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。 ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。
(3) 一般管理費、人件費及び業務経費（退職手当金、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費及び抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る経費を除く。）については、効率的な利用に努め、中期目標期間の最終事業年度において、平成19年度予算と比べて15.5%程度の額を節減すること。 人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降の5年間で、平成17年度を基準（ただし、平成18年度に承継された年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については、平成18年4月1日に在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準）として5%以上を削減すること。 さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本	(3) 一般管理費、人件費及び業務経費（退職手当金、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費及び抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る経費を除く。）については、効率的な利用に努め、中期目標期間の最終事業年度において、平成19年度予算と比べて15.5%程度の額を節減すること。 人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降の5年間で、平成17年度を基準（ただし、平成18年度に承継された年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については、平成18年4月1日に在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準）として5%以上を削減すること。 さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本	(3) 毎年度、業務方法等を点検し、業務方法の改善等を行うことにより、事務の効率化を推進する。 (4) 一般管理費、人件費及び業務経費（退職手当金、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費及び抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る経費を除く。）については、効率的な利用に努め、中期目標期間の最終事業年度において、平成19年度予算と比べて15.5%程度の額を節減する。 人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降の5年間で、平成17年度を基準（ただし、平成18年度に承継された年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については、平成18年4月1日に在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準）として5%以上を削減する。 さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本	(3) 毎年度、業務方法等を点検し、業務方法の改善等を行うことにより、事務の効率化を推進する。 (4) 一般管理費、人件費及び業務経費（退職手当金、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費及び抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る経費を除く。）については、効率的な利用に努め、中期目標期間の最終事業年度において、平成19年度予算と比べて15.5%程度の額を節減する。 人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降の5年間で、平成17年度を基準（ただし、平成18年度に承継された年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については、平成18年4月1日に在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準）として5%以上を削減する。 さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本

中期目標		中期計画	
新	旧	新	旧
方針２００６（平成１８年７月７日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成２３年度まで継続すること。 併せて、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、その検証結果や取組状況については公表するものとする。 ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。 ② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。 ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。 ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。	方針２００６（平成１８年７月７日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成２３年度まで継続すること。 併せて、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、その検証結果や取組状況については公表するものとする。 ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。 ② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。 ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。 ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。	方針２００６（平成１８年７月７日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成２３年度まで継続する。 併せて、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。 ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。 ② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。 ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。 ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。	方針２００６（平成１８年７月７日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成２３年度まで継続する。 併せて、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。 ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。 ② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。 ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。 ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。

中 期 目 標		中 期 計 画	
新	旧	新	旧
第４ 業務の質の向上に関する事項 通則法第２９条第２項第３号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。	第４ 業務の質の向上に関する事項 通則法第２９条第２項第３号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。	第３ 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 通則法第３０条第２項第２号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。	第３ 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 通則法第３０条第２項第２号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。
１ 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業） 福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。	１ 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業） 福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。	１ 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業） 福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	１ 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業） 福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。
（１）国の福祉政策における政策目標を着実に推進するため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。	（１）国の福祉政策における政策目標を着実に推進するため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。	（１）政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、福祉貸付事業を実施する。	（１）政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、福祉貸付事業を実施する。
（２）政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。	（２）政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化への対応に臨機応変に対応すること。	（２）政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。 特に、療養病床の再編を推進するため、医療貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進める。	（２）政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化への対応に臨機応変に対応する。 特に、療養病床の再編を推進するため、医療貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進める。
（３）政策融資の果たすべき役割を踏まえ、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。	（３）政策融資の果たすべき役割を踏まえ、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。	（３）利用者サービスの向上を図るため、借入申込書類の簡素化を促進するとともに、福祉施設の整備計画の早期段階からの確な融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施が図ることができるよう必要な見直しの提案、助言等を行う。	（３）利用者サービスの向上を図るため、福祉施設の整備の融資相談等を充実する。
（４）民業補完の推進の観点から、福祉貸付における協調融資制度を充実し、制度の適切な運用に努め	（４）民業補完の推進の観点から、福祉貸付における協調融資制度を充実し、制度の適切な運用に努め	（４）協調融資制度の対象を福祉貸付の全対象施設等に拡大するなど制度を充実させるとともに周知を	（４）協調融資制度の対象を福祉貸付の全対象施設等に拡大するなど制度を充実させるとともに周知を

中期目標		中期計画	
新	旧	新	旧
ること。	ること。	図り、制度の適切な運用を行う。	図り、制度の適切な運用を行う。
（５）審査業務及び資金交付業務について利用者サービスの向上を図ること。	（５）審査業務及び資金交付業務について利用者サービスの向上を図ること。	（５）審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を30日以内とする。 また、資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後１５営業日以内に行う。	（５）審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を75日以内とする。 また、資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後１５営業日以内に行う。

中 期 目 標		中 期 計 画	
新	旧	新	旧
2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業） 医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。	2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業） 医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。	2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業） 医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業） 医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。
（１）国の医療政策における政策目標を着実に推進するため、国と協議のうえ、中期目標期間中における融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。 ただし、当該ガイドラインの施行に当たっては、制度の円滑な移行のため十分な周知期間を設けること。	（１）国の医療政策における政策目標を着実に推進するため、国と協議のうえ、中期目標期間中における融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。 ただし、当該ガイドラインの施行に当たっては、制度の円滑な移行のため十分な周知期間を設けること。	（１）政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、国と協議のうえ、中期目標期間中における融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、医療貸付事業を実施する。 ただし、当該ガイドラインの施行に当たっては、制度の円滑な移行のため十分な周知期間を設け適切に対応する。	（１）政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、国と協議のうえ、中期目標期間中における融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、医療貸付事業を実施する。 ただし、当該ガイドラインの施行に当たっては、制度の円滑な移行のため十分な周知期間を設け適切に対応する。
（２）政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。	（２）政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化への対応に臨機応変に対応すること。	（２）政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。 特に、療養病床の再編を推進するため、福祉貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進める。	（２）政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化への対応に臨機応変に対応する。 特に、療養病床の再編を推進するため、福祉貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進める。
（３）政策融資の果たすべき役割を踏まえ、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。	（３）政策融資の果たすべき役割を踏まえ、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。	（３）利用者サービスの向上を図るため、借入申込書類の簡素化を促進するとともに、医療施設の整備計画の早期段階からの確な融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施が図ることができるよう必要な見直しの提案、助言等を行う。	（３）利用者サービスの向上を図るため、医療施設の整備の融資相談等を充実する。
（４）審査業務及び資金交付業務について利用者サービスの向上を図るとともに、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用すること。	（４）審査業務及び資金交付業務について利用者サービスの向上を図るとともに、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用すること。	（４）審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を30日以内とするとともに、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用する。 また、資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後15営業日以内に行う。	（４）審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を45日以内とするとともに、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用する。 また、資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後15営業日以内に行う。

中 期 目 標		中 期 計 画	
新	旧	新	旧
3 福祉医療貸付事業（債権管理） （１）福祉医療貸付事業等の効率化 ① 政策金融改革の趣旨を踏まえ、融資の重点化及び融資率の引き下げを行い平成２４年度予算における福祉医療貸付事業の新規融資額を平成１７年度における同事業の新規融資額の実績と比べて２０％程度縮減し、併せて同事業における融資残高の縮減に努めること。 ② 福祉医療貸付事業の金利について、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情により国が認めたものを除き、現中期目標期間中の新規契約分について利差益が確保されるよう努めること。 ③ 政策融資としての役割を効果的に果たし、併せて民業補完を推進するとの観点から、政策融資としての機能を毎年点検し、事業内容を不断に見直す等事業の効率化を進めること。	3 福祉医療貸付事業（債権管理） （１）福祉医療貸付事業等の効率化 ① 政策金融改革の趣旨を踏まえ、融資の重点化及び融資率の引き下げを行い平成２４年度予算における福祉医療貸付事業の新規融資額を平成１７年度における同事業の新規融資額の実績と比べて２０％程度縮減し、併せて同事業における融資残高の縮減に努めること。 ② 福祉医療貸付事業の金利について、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情により国が認めたものを除き、現中期目標期間中の新規契約分について利差益が確保されるよう努めること。 ③ 政策融資としての役割を効果的に果たし、併せて民業補完を推進するとの観点から、政策融資としての機能を毎年点検し、事業内容を不断に見直す等事業の効率化を進めること。	3 福祉医療貸付事業（債権管理） （１）福祉医療貸付事業等の効率化 ① 融資対象の重点化及び融資率の引下げを行い、福祉医療貸付事業の新規融資額の縮減に関する中期目標を達成する。 ② 福祉医療貸付事業の金利について、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情により国が認めたものを除き、新規契約分の利差益に関する中期目標を達成する。 ③ 政策融資としての機能を毎年点検し、政策優先度に応じて、貸付対象等を見直す等事業の効率化を進める。	3 福祉医療貸付事業（債権管理） （１）福祉医療貸付事業等の効率化 ① 融資対象の重点化及び融資率の引下げを行い、福祉医療貸付事業の新規融資額の縮減に関する中期目標を達成する。 ② 福祉医療貸付事業の金利について、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情により国が認めたものを除き、新規契約分の利差益に関する中期目標を達成する。 ③ 政策融資としての機能を毎年点検し、政策優先度に応じて、貸付対象等を見直す等事業の効率化を進める。
（２）リスク管理債権の適正な管理 福祉医療貸付事業の貸付債権について、貸付先の業況の把握、福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取組むとともに、債権区分別に適切な管理を行い、中期目標期間中における貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率を第１期中期目標期間中の比率の平均を上回らないように努めること。	（２）リスク管理債権の適正な管理 福祉医療貸付事業の貸付債権について、貸付先の業況の把握、福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取組むとともに、債権区分別に適切な管理を行い、中期目標期間中における貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率を第１期中期目標期間中の比率の平均を上回らないように努めること。	（２）リスク管理債権の適正な管理 ① 福祉医療貸付事業の貸付に係る債権について、継続的に貸付先の経営情報の収集と分析を行い、経営状況の的確な把握に努め、福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取組むとともに、債権区分別に適切な管理を行う。 また、リスク管理債権を抑制する観点から発生要因別分析等を行い貸付関係部にフィードバックする。 ② 中期目標期間中における貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率を第１期中期目標期間中の比率の平均を上回らないように努める。	（２）リスク管理債権の適正な管理 ① 福祉医療貸付事業の貸付に係る債権について、継続的に貸付先の経営情報の収集と分析を行い、経営状況の的確な把握に努め、福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取組むとともに、債権区分別に適切な管理を行う。 また、リスク管理債権を抑制する観点から発生要因別分析等を行い貸付関係部にフィードバックする。 ② 中期目標期間中における貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率を第１期中期目標期間中の比率の平均を上回らないように努める。

中 期 目 標		中 期 計 画	
新	旧	新	旧
4 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。	4 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。	4 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	4 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。
（１）集団経営指導（セミナー）については、施設の健全経営のために必要な情報を広く施設経営者等に提供すること。 ただし、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成２２年１２月７日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。）に基づき、民間と競合する業務は廃止し、施設整備の事業計画の立案及び施設の機能強化に資する情報等に重点化すること。	（１）集団経営指導（セミナー）については、施設の健全経営のために必要な情報を広く施設経営者等に提供すること。	（１）セミナー実施日の平均１０週間前までに開催内容の告知を行う等、受講希望者の受講機会確保とＰＲに努め、中期目標期間における延べ受講者数を１２，６００人以上とする。	（１）セミナー実施日の平均１０週間前までに開催内容の告知を行う等、受講希望者の受講機会確保とＰＲに努め、中期目標期間における延べ受講者数を１２，６００人以上とする。
		（２）開設施設の経営改善手法について良質で実践的な事例を提供するなどカリキュラムを工夫し、中期目標期間中の受講者に対するアンケート調査における満足度指標を平均６５ポイント以上とする。	（２）開設施設の経営改善手法について良質で実践的な事例を提供するなどカリキュラムを工夫し、中期目標期間中の受講者に対するアンケート調査における満足度指標を平均６５ポイント以上とする。
		（３）「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成２２年１２月７日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。）に基づき、民間と競合する業務は廃止し、施設整備の事業計画の立案及び施設の機能強化に資する情報等に重点化する。	
（２）施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握し、健全な施設経営を行うことができるように、診断メニューの多様化を図り、個別経営診断の普及に努めること。特に、実地調査を伴う個別経営診断の強化を図り、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対する経営支援に努めること。	（２）施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握し、健全な施設経営を行うことができるように、診断メニューの多様化を図り、個別経営診断の普及に努めること。特に、実地調査を伴う個別経営診断の強化を図り、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対する経営支援に努めること。	（４）顧客ニーズに対応して、経営指標の策定・診断手法の確立等の年次計画に基づき、法人全体を対象とした経営診断の創設、経営診断対象施設の追加等を段階的に実施する。	（３）顧客ニーズに対応して、経営指標の策定・診断手法の確立等の年次計画に基づき、法人全体を対象とした経営診断の創設、経営診断対象施設の追加等を段階的に実施する。
		（５）個別経営診断については、中期目標期間中に延べ１，４００件以上の診断を実施する。また、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対し問題点の解決に重点を置いた診断・支援を図る経営	（４）個別経営診断については、中期目標期間中に延べ１，４００件以上の診断を実施する。また、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対し問題点の解決に重点を置いた診断・支援を図る経営

中 期 目 標		中 期 計 画	
新	旧	新	旧
		改善支援事業に重点化し、漸次、当該経営診断件数の増加に努める。	改善支援事業に重点化し、漸次、当該経営診断件数の増加に努める。
(3) 社会福祉や医療の制度変更、経営環境の変化等による経営者のニーズを的確に把握し、施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に努めること。 なお、見直しの基本方針に基づき、病院・医療経営指導のノウハウについては、民間へ普及を行うことを検討すること。	(3) 社会福祉や医療の制度変更、経営環境の変化等による経営者のニーズを的確に把握し、施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に努めること。	(6) 利用者の利便の向上を図るため、経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を50日以内とする。	(5) 利用者の利便の向上を図るため、経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を50日以内とする。
		(7) 施設経営者等が経営状況を客観的に把握できるように、年次計画に基づき、経営指標の対象施設の拡大を段階的に図る。	(6) 施設経営者等が経営状況を客観的に把握できるように、年次計画に基づき、経営指標の対象施設の拡大を段階的に図る。
		(8) 安定的かつ効率的な法人運営に寄与するため、財務面や収支面等の経営指標の組み合わせによる、法人全体の格付についての研究及び導入を図る。	(7) 安定的かつ効率的な法人運営に寄与するため、財務面や収支面等の経営指標の組み合わせによる、法人全体の格付についての研究及び導入を図る。
		(9) 施設の経営実態及び経営改善事例や経営統合・分離手法等について年次計画に基づき調査研究を行い、施設経営を支援するための情報を施設経営者等に的確に提供する。 なお、見直しの基本方針に基づき、病院・医療経営指導のノウハウについては、民間へ普及を行うことを検討する。	(8) 施設の経営実態及び経営改善事例や経営統合・分離手法等について年次計画に基づき調査研究を行い、施設経営を支援するための情報を施設経営者等に的確に提供する。
(4) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から自己収入の拡大に努めること。	(4) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から自己収入の拡大に努めること。	(10) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図ることにより、中期目標期間中において実費相当額を上回る自己収入を確保する。	(9) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図ることにより、中期目標期間中において実費相当額を上回る自己収入を確保する。

中期目標		中期計画	
新	旧	新	旧
5 社会福祉振興助成事業 社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、国からの補助金の交付を受け、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう支援すること等を目的として、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し、効果的な資金助成を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。	5 社会福祉振興助成事業 <u>平成22年度から実施する</u>社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、国からの補助金の交付を受け、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう支援すること等を目的として、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し、効果的な資金助成を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。	5 社会福祉振興助成事業 社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、国からの補助金の交付を受け、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう支援すること等を目的として、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し、効果的な資金助成を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	5 社会福祉振興助成事業 <u>平成22年度から実施する</u>社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、国からの補助金の交付を受け、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう支援すること等を目的として、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し、効果的な資金助成を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。
（１）助成事業の募集に当たっては、<u>政策動向や国民ニーズ、地方等との役割分担を踏まえ、国として行うべきものに限定した助成対象事業及び助成対象テーマに基づき、毎年度、助成方針を定め公表すること。</u>	（１）助成事業の募集に当たっては、<u>国が定める助成対象事業を踏まえ、毎年度、助成方針を定め公表すること。その際、制度改革等により変化する政策課題や多様化する国民ニーズに即した助成を行うため、毎年度、重点的に助成する分野を国と協議のうえ設定し、助成方針に明記すること。</u>	（１）助成事業の募集に当たっては、<u>政策動向や国民ニーズ、地方等との役割分担を踏まえ、国として行うべきものに限定した助成対象事業及び助成対象テーマについて、募集要領等に明記し、公表する。</u>	（１）助成事業の募集に当たっては、<u>国が定める助成対象事業を踏まえ、制度改革等により変化する政策課題や多様化する国民ニーズに即した助成を行うため、毎年度、重点的に助成する分野を国と協議のうえ設定し、募集要領等に明記し、公表する。</u>
（２）助成事業の選定については、毎年度、外部有識者からなる委員会において、選定方針を定め、公正に選定を行うなど、客観性及び透明性の確保を図ること。 また、事業内容の特性に配慮しつつ、助成事業の固定化回避に努めること。	（２）助成事業の選定については、毎年度、外部有識者からなる委員会において、選定方針を定め、公正に選定を行うなど、客観性及び透明性の確保を図ること。 また、事業内容の特性に配慮しつつ、助成事業の固定化回避に努めること。	（２）助成事業の選定については、毎年度、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）において、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択する。 また、選定方針の策定に当たっては、事業の必要性やその効果、継続能力等の観点や事業内容の特性に配慮しつつ固定化回避に努める。	（２）助成事業の選定については、毎年度、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）において、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択する。 また、選定方針の策定に当たっては、事業の必要性やその効果、継続能力等の観点や事業内容の特性に配慮しつつ固定化回避に努める。
		（３）全助成件数の８０％以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業とする。	（３）全助成件数の８０％以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業とする。
（３）助成事業の申請等の事務負担を軽減するため、各種提出書類の電子化などを行うこと。	（３）助成事業の申請等の事務負担を軽減するため、各種提出書類の電子化などを行うこと。	（４）助成先団体等の事務負担の軽減を図るため、各種提出書類の電子化などを行う。	（４）助成先団体等の事務負担の軽減を図るため、各種提出書類の電子化などを行う。
		（５）助成金の申請の受理から助成決定までの平均処理期間を３０日以内とする。	（５）助成金の申請の受理から助成決定までの平均処理期間を３０日以内とする。

中 期 目 標		中 期 計 画	
新	旧	新	旧
（４）助成した事業の事後評価については、毎年度、外部有識者からなる委員会において、評価方針を定め、効率的かつ効果的な評価を行うこと。 また、事後評価結果を選定方針の改正等に適正に反映すること。	（４）助成した事業の事後評価については、毎年度、外部有識者からなる委員会において、評価方針を定め、効率的かつ効果的な評価を行うこと。 また、事後評価結果を選定方針の改正等に適正に反映すること。	（６）助成した事業の事後評価については、毎年度、審査・評価委員会において、評価方針を定め、効率的かつ効果的な評価を行う。 また、事後評価の結果を選定方針の改正に適正に反映する。	（６）助成した事業の事後評価については、毎年度、審査・評価委員会において、評価方針を定め、効率的かつ効果的な評価を行う。 また、事後評価の結果を選定方針の改正に適正に反映する。
（５）助成事業の成果が、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、適切な相談・助言に努めること。	（５）助成事業の成果が、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、適切な相談・助言に努めること。	（７）助成事業の成果が、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、適切な相談・助言に努める。 なお、的確な相談・助言等ができるよう、職員の専門性の向上に努める。	（７）助成事業の成果が、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、適切な相談・助言に努める。 なお、的確な相談・助言等ができるよう、職員の専門性の向上に努める。
		（８）助成事業を通じ、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業を８０％以上とする。	（８）助成事業を通じ、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業を８０％以上とする。
		（９）助成事業の内容を踏まえ、助成事業が対象とした利用者の満足度を７０％以上とする。	（９）助成事業の内容を踏まえ、助成事業が対象とした利用者の満足度を７０％以上とする。
（６）事後評価の結果を踏まえ、事業効果の高い事業等の周知とその効果的な普及を推進すること。	（６）事後評価の結果を踏まえ、事業効果の高い事業等の周知とその効果的な普及を推進すること。	（１０）事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等を公表するとともに、助成事業報告会や助成事業説明会を中期目標期間内に１５回以上開催するなど効果的な普及を行う。	（１０）事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等を公表するとともに、助成事業報告会や助成事業説明会を中期目標期間内に１５回以上開催するなど効果的な普及を行う。

中 期 目 標		中 期 計 画	
新	旧	新	旧
6 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。	6 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。	6 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努める。	6 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努める。
(1) 退職手当金の給付事務の効率化により、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図ること。	(1) 退職手当金の給付事務の効率化により、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図ること。	(1) 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求書の受付から給付までの平均処理期間を75日以内とする。	(1) 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求書の受付から給付までの平均処理期間を75日以内とする。
(2) 利用者への説明会や提出書類の簡素化等により、利用者の手続き面での利便性の向上及び負担の軽減に努めること。	(2) 利用者への説明会や提出書類の簡素化等により、利用者の手続き面での利便性の向上及び負担の軽減に努めること。	(2) 業務委託先が実施する共済契約者の事務担当者に対する実務研修会に機構職員を派遣し、制度内容の周知と適正な手続きに関する指導を行うとともに、必要に応じて共済契約者を直接訪問して個別指導を行う。	(2) 業務委託先が実施する共済契約者の事務担当者に対する実務研修会に機構職員を派遣し、制度内容の周知と適正な手続きに関する指導を行うとともに、必要に応じて共済契約者を直接訪問して個別指導を行う。
		(3) 提出書類の電子届出化及び簡素化等を進めることにより、利用者の手続き面での負担を軽減する。	(3) 提出書類の電子届出化及び簡素化等を進めることにより、利用者の手続き面での負担を軽減する。
(3) 業務委託先への業務指導を徹底することにより、窓口相談、届出受理の機能強化を図ること。	(3) 業務委託先への業務指導を徹底することにより、窓口相談、届出受理の機能強化を図ること。	(4) 業務委託先の窓口相談・届出受理の機能強化を図るため、業務委託先の事務担当者に対する事務打合せ会を実施するほか、必要に応じて業務委託先を個別に訪問して業務指導の徹底を行う。	(4) 業務委託先の窓口相談・届出受理の機能強化を図るため、業務委託先の事務担当者に対する事務打合せ会を実施するほか、必要に応じて業務委託先を個別に訪問して業務指導の徹底を行う。

中 期 目 標		中 期 計 画	
新	旧	新	旧
7 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。 なお、扶養共済制度に関し、国においては、その安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、１９年度末の積立不足に対応し、機構が定期的に行う扶養共済制度の長期的な財政状況の検証を踏まえ、毎年度予算編成を経て必要な財政支援措置を各地方公共団体とともに講ずることとし、機構は、上記の国・地方公共団体による財政措置を踏まえ、資金の安全かつ効率的な運用に努めること。	7 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。 なお、扶養共済制度に関し、国においては、その安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、１９年度末の積立不足に対応し、機構が定期的に行う扶養共済制度の長期的な財政状況の検証を踏まえ、毎年度予算編成を経て必要な財政支援措置を各地方公共団体とともに講ずることとし、機構は、上記の国・地方公共団体による財政措置を踏まえ、資金の安全かつ効率的な運用に努めること。	7 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	7 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。
（１）財政状況の検証 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。 なお、国においては少なくとも５年ごとに保険料水準等の見直しを行なうこととしていることから、基礎数値等見直しに必要な情報を提供するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をすること。	（１）財政状況の検証 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。 なお、国においては少なくとも５年ごとに保険料水準等の見直しを行なうこととしていることから、基礎数値等見直しに必要な情報を提供するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をすること。	（１）財政状況の検証 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表する。 なお、検証の結果は、厚生労働省に報告するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をする。	（１）財政状況の検証 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表する。 なお、検証の結果は、厚生労働省に報告するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をする。
（２）扶養保険資金の運用 ① 基本的考え方 扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこと。	（２）扶養保険資金の運用 ① 基本的考え方 扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこと。	（２）扶養保険資金の運用 ① 基本的考え方 扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行う。 このため、分散投資を基本として、長期的に	（２）扶養保険資金の運用 ① 基本的考え方 扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行う。 このため、分散投資を基本として、長期的に

中 期 目 標		中 期 計 画	
新	旧	新	旧
② 運用の目標 厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するため、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を定め、これに基づき管理を行うこと。 各年度において、各資産ごとに各々のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保すること。 ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等の条件を満たす適切な市場指標を用いること。 ③ 運用におけるリスク管理 扶養保険資金については、分散投資による運用を行うとともに、運用に伴う各種リスクの管理を行うこと。 ④ 年金給付のための流動性の確保 扶養保険事業の財政見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保すること。 ⑤ 運用に関する基本方針の策定 扶養保険資金の運用について、基本方針を策定すること。 ⑥ 基本ポートフォリオの策定 基本ポートフォリオは、扶養保険事業の数理上の前提と整合的なものとなるように策定することとし、その際、以下の点に留意すること。 ・ 厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とすること。 ・ 扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。 ・ 扶養保険事業の財政の安定化の観点から、	② 運用の目標 厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するため、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を定め、これに基づき管理を行うこと。 各年度において、各資産ごとに各々のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保すること。 ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等の条件を満たす適切な市場指標を用いること。 ③ 運用におけるリスク管理 扶養保険資金については、分散投資による運用を行うとともに、運用に伴う各種リスクの管理を行うこと。 ④ 年金給付のための流動性の確保 扶養保険事業の財政見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保すること。 ⑤ 運用に関する基本方針の策定 扶養保険資金の運用について、基本方針を策定すること。 ⑥ 基本ポートフォリオの策定 基本ポートフォリオは、扶養保険事業の数理上の前提と整合的なものとなるように策定することとし、その際、以下の点に留意すること。 ・ 厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とすること。 ・ 扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。 ・ 扶養保険事業の財政の安定化の観点から、	維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。）の議を経た上で策定し、扶養保険資金の運用を行う。 ② 運用の目標 厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを長期的に確保するため、基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理する。 また、運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。 ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること等の条件を満たす適切な市場指標を用いる。 ③ 運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。 ④ 年金給付のための流動性の確保 年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。 ⑤ 運用に関する基本方針の策定及び定期的見直し 扶養保険資金の運用に関する基本方針を資産運用委員会の議を経た上で策定し、公表するとともに、少なくとも毎年１回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。 ⑥ 基本ポートフォリオの基本的考え方 資産運用委員会の議を経た上で策定される基本ポートフォリオは、扶養保険事業の数理上の前提と整合的なものとなるように策定することとする。 その際、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とし、扶養保険事業の財政の安定化の観点から変動リスクを一定範囲に抑える。	維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。）の議を経た上で策定し、扶養保険資金の運用を行う。 ② 運用の目標 厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを長期的に確保するため、基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理する。 また、運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。 ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること等の条件を満たす適切な市場指標を用いる。 ③ 運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。 ④ 年金給付のための流動性の確保 年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。 ⑤ 運用に関する基本方針の策定及び定期的見直し 扶養保険資金の運用に関する基本方針を資産運用委員会の議を経た上で策定し、公表するとともに、少なくとも毎年１回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。 ⑥ 基本ポートフォリオの基本的考え方 資産運用委員会の議を経た上で策定される基本ポートフォリオは、扶養保険事業の数理上の前提と整合的なものとなるように策定することとする。 その際、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とし、扶養保険事業の財政の安定化の観点から変動リスクを一定範囲に抑える。

中期目標		中期計画																																					
新	旧	新	旧																																				
変動リスクを一定範囲に抑える資産構成とすること。その際、株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行い、ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。	変動リスクを一定範囲に抑える資産構成とすること。その際、株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行い、ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。	併せて、株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行い、基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制する。 ⑦ 基本ポートフォリオの策定 基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産とする。 扶養保険事業の短期資金需要等に配慮して、基本ポートフォリオを次のとおり定める。また、各資産に固有の収益率の変動の大きさ、基本ポートフォリオにおける組入比率の大きさ、取引コスト等を総合的に勘案し、乖離許容幅を次のとおり設定する。 <table><tr><th>区 分</th><th>基本ポートフォリオ</th><th>乖離許容幅</th></tr><tr><td>国内債券</td><td>71.6%</td><td>±8%</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>7.8%</td><td>±5%</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>7.8%</td><td>±5%</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>7.8%</td><td>±5%</td></tr><tr><td>短期資産</td><td>5.0%</td><td>±4%</td></tr></table> (目標収益率3.20%、標準偏差5.05%) ⑧ 基本ポートフォリオの見直し 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を行い、必要に応じて随時見直すこと。 ⑨ リスク管理の徹底 基本ポートフォリオ管理を適切に行うとともに、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関のリスク管理を行うこと。	区 分	基本ポートフォリオ	乖離許容幅	国内債券	71.6%	±8%	国内株式	7.8%	±5%	外国債券	7.8%	±5%	外国株式	7.8%	±5%	短期資産	5.0%	±4%	併せて、株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行い、基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制する。 ⑦ 基本ポートフォリオの策定 基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産とする。 扶養保険事業の短期資金需要等に配慮して、基本ポートフォリオを次のとおり定める。また、各資産に固有の収益率の変動の大きさ、基本ポートフォリオにおける組入比率の大きさ、取引コスト等を総合的に勘案し、乖離許容幅を次のとおり設定する。 <table><tr><th>区 分</th><th>基本ポートフォリオ</th><th>乖離許容幅</th></tr><tr><td>国内債券</td><td>71.6%</td><td>±8%</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>7.8%</td><td>±5%</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>7.8%</td><td>±5%</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>7.8%</td><td>±5%</td></tr><tr><td>短期資産</td><td>5.0%</td><td>±4%</td></tr></table> (目標収益率3.20%、標準偏差5.05%) ⑧ 基本ポートフォリオの見直し 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直す。 ⑨ 基本ポートフォリオの管理及びその他のリスク管理 基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。 扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関について、以下の方法によりリスク管理を行う。 資産全体 資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について分析及び評価を行うとともに、必要な措置を講じる。	区 分	基本ポートフォリオ	乖離許容幅	国内債券	71.6%	±8%	国内株式	7.8%	±5%	外国債券	7.8%	±5%	外国株式	7.8%	±5%	短期資産	5.0%	±4%
区 分	基本ポートフォリオ	乖離許容幅																																					
国内債券	71.6%	±8%																																					
国内株式	7.8%	±5%																																					
外国債券	7.8%	±5%																																					
外国株式	7.8%	±5%																																					
短期資産	5.0%	±4%																																					
区 分	基本ポートフォリオ	乖離許容幅																																					
国内債券	71.6%	±8%																																					
国内株式	7.8%	±5%																																					
外国債券	7.8%	±5%																																					
外国株式	7.8%	±5%																																					
短期資産	5.0%	±4%																																					

中期目標		中期計画	
新	旧	新	旧
⑨ 運用手法 長期保有を前提としたインデックス運用等のパッシブ運用を中心とすること。 ⑩ 企業経営等を与える影響への考慮 企業経営等を与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わないこと。また、長期的な株主等の利益の最大化を目指す観点から、株主議決権の行使などの適切な対応を行うこと。 ⑪ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から運用実績を確認する等の検証を行うこと。	⑨ 運用手法 長期保有を前提としたインデックス運用等のパッシブ運用を中心とすること。 ⑩ 企業経営等を与える影響への考慮 企業経営等を与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わないこと。また、長期的な株主等の利益の最大化を目指す観点から、株主議決権の行使などの適切な対応を行うこと。 ⑪ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から運用実績を確認する等の検証を行うこと。	・ 各資産 市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、金融・資本市場のグローバル化、緊密化の進展を踏まえ、ソブリン・リスク（外国政府の債務に投資するリスク）についても注視する。 ・ 各運用受託機関 運用受託機関に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示し、各社の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理する。 また、運用受託機関の信用リスクを管理するほか、運用体制の変更等に注意する。 ・ 各資産管理機関 資産管理機関に対し資産管理ガイドラインを示し、各機関の資産管理状況を把握し、適切に管理する。 また、資産管理機関の信用リスクを管理するほか、資産管理体制の変更等に注意する。 ⑩ 運用手法 各資産ともパッシブ運用を中心とする。 ⑪ 企業経営等を与える影響への考慮 企業経営等を与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。 企業経営に直接影響を与えるとの懸念を生じさせないよう株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねる。ただし、運用受託機関への委託に際し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求める。 ⑫ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行う。	・ 各資産 市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、金融・資本市場のグローバル化、緊密化の進展を踏まえ、ソブリン・リスク（外国政府の債務に投資するリスク）についても注視する。 ・ 各運用受託機関 運用受託機関に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示し、各社の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理する。 また、運用受託機関の信用リスクを管理するほか、運用体制の変更等に注意する。 ・ 各資産管理機関 資産管理機関に対し資産管理ガイドラインを示し、各機関の資産管理状況を把握し、適切に管理する。 また、資産管理機関の信用リスクを管理するほか、資産管理体制の変更等に注意する。 ⑩ 運用手法 各資産ともパッシブ運用を中心とする。 ⑪ 企業経営等を与える影響への考慮 企業経営等を与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。 企業経営に直接影響を与えるとの懸念を生じさせないよう株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねる。ただし、運用受託機関への委託に際し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求める。 ⑫ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行う。

中 期 目 標		中 期 計 画	
新	旧	新	旧
(3) 事務処理の適切な実施 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図ること。	(3) 事務処理の適切な実施 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図ること。	(3) 事務処理の適切な実施 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図るため、事務担当者会議を開催する。	(3) 事務処理の適切な実施 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図るため、事務担当者会議を開催する。

中 期 目 標		中 期 計 画	
新	旧	新	旧
8 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET 事業） WAM NET 事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に関係する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。	8 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET 事業） WAM NET 事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に関係する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。	8 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET 事業） WAM NET 事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に関係する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	8 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET 事業） WAM NET 事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に関係する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。
（１）福祉保健医療情報に対する国民のニーズの高度化とこれら情報の提供機関の多様化等に対応して、WAM NET の特長を最大限に活かすことができる事業への重点化を図るとともに、提供する情報の質の向上等に努めること。 なお、見直しの基本方針に基づき、国と重複する行政情報及び民間と競合する情報の提供業務を廃止するとともに、基幹的な福祉医療情報に限定することにより、事業規模を縮減すること。	（１）福祉保健医療情報に対する国民のニーズの高度化とこれら情報の提供機関の多様化等に対応して、WAM NET の特長を最大限に活かすことができる事業への重点化を図るとともに、提供する情報の質の向上等に努めること。	（１）WAM NET の特長を最大限に活かすことができる介護関係情報、障害者福祉関係情報、医療関係情報等の提供事業に重点化を図るとともに、提供する情報の質の向上に努める。 なお、見直しの基本方針に基づき、国と重複する行政情報及び民間と競合する情報の提供業務を廃止するとともに、基幹的な福祉医療情報に限定することにより、事業規模を縮減する。	（１）WAM NET の特長を最大限に活かすことができる介護関係情報、障害者福祉関係情報、医療関係情報等の提供事業に重点化を図るとともに、提供する情報の質の向上に努める。
		（２）利用者ニーズに合わせて、コンテンツ及び機能の見直しを行い、中期目標期間中における年間ヒット件数を１億９，０００万件以上、利用機関登録数を７．５万件以上とするとともに、アンケート調査における情報利用者の満足度を９０％以上とする。	（２）利用者ニーズに合わせて、コンテンツ及び機能の見直しを行い、中期目標期間中における年間アクセス件数を１，４００万件以上、利用機関登録数を７．５万件以上とするとともに、アンケート調査における情報利用者の満足度を９０％以上とする。
（２）福祉保健医療施策及び機構業務の効率的実施を推進するためにWAM NET 基盤を活用すること。	（２）福祉保健医療施策及び機構業務の効率的実施を推進するためにWAM NET 基盤を活用すること。	（３）国の福祉保健医療施策及び機構業務の効率的実施を推進するためにWAM NET 基盤を活用する。	（３）国の福祉保健医療施策及び機構業務の効率的実施を推進するためにWAM NET 基盤を活用する。
（３）WAM NET 事業について、運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の確保に努めるほか、業務・システム最適化計画に基づき業務委託の見直しを行うことにより事務の効率化を図ること。	（３）WAM NET 事業について、運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努めるほか、業務・システム最適化計画に基づき業務委託の見直しを行うことにより事務の効率化を図ること。 また、専用サイトについては利用料を徴収する	（４）WAM NET 事業について、運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の確保に努めるほか、業務・システム最適化計画に基づき業務委託の見直しを行うことにより事務の効率化を図る。	（４）WAM NET 事業について、運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努め、中期目標期間の最終事業年度において１，５００万円以上の自己収入を確保するほか、業務・システム最適化計画に基づき業務委託の見直しを行うことにより事務の効率化を図る。 また、専用サイトについては利用料を徴収する

中 期 目 標		中 期 計 画	
新	旧	新	旧
	など、新たな自己収入の増加策について検討し、業務・システム最適化計画の実施に合わせて平成21年度末までに結論を得、更なる自己収入の拡大に努めること。		など、新たな自己収入の増加策について検討し、業務・システム最適化計画の実施に合わせて平成21年度末までに結論を得、更なる自己収入の拡大を図る。

中 期 目 標		中 期 計 画	
新	旧	新	旧
9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業 年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めること。 なお、当該事業については、見直しの基本方針に基づく当面の方策として、平成23年度において現行制度における貸付限度額の引下げ等の措置を講じること。	9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業 年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度、<u>船員保険制度</u>及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めること。	9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業 年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。 なお、当該事業については、見直しの基本方針に基づく当面の方策として、平成23年度において現行制度における貸付限度額の引下げ等の措置を講じる。	9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業 年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度、<u>船員保険制度</u>及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。
（１）年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業においては、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づく運営費交付金の廃止、及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努めること。	（１）年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業においては、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づく運営費交付金の廃止、及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努めること。	（１）年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業においては、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づく運営費交付金の廃止、及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努める。	（１）年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業においては、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づく運営費交付金の廃止、及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努める。
（２）業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うこと。 また、貸付後の返済方法などの返済条件の緩和の必要性について検討し、適切な措置を講じること。	（２）業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うこと。 また、貸付後の返済方法などの返済条件の緩和の必要性について検討し、適切な措置を講じること。	（２）業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行う。 また、貸付後の返済方法などの返済条件の緩和の必要性について検討し、適切な措置を講じる。	（２）業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行う。 また、貸付後の返済方法などの返済条件の緩和の必要性について検討し、適切な措置を講じる。
（３）年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図るとともに、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めること。	（３）年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図るとともに、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めること。	（３）ホームページ、リーフレット等により、年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図る。	（３）ホームページ、リーフレット等により、年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図る。
		（４）受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めるために、受託金融機関事務打合せ会議の開催場所、回数等を見直し、更なる周知徹底に努める。	（４）受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めるために、受託金融機関事務打合せ会議の開催場所、回数等を見直し、更なる周知徹底に努める。

中 期 目 標		中 期 計 画	
新	旧	新	旧
（４）年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等の実施に伴う事務処理の増加を考慮しつつ、事務処理方法の見直し等により、借入申込みから貸付実行までの期間を平成１９年度と比較して短縮するよう取組を行うこと。	（４）年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等の実施に伴う事務処理の増加を考慮しつつ、事務処理方法の見直し等により、借入申込みから貸付実行までの期間を平成１９年度と比較して短縮するよう取組を行うこと。	（５）年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等の実施に伴う事務処理の増加を考慮しつつ、事務処理方法の見直し等により、借入申込みから貸付実行までの期間を平成１９年度と比較して短縮するよう取組を行う。	（５）年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等の実施に伴う事務処理の増加を考慮しつつ、事務処理方法の見直し等により、借入申込みから貸付実行までの期間を平成１９年度と比較して短縮するよう取組を行う。

中 期 目 標		中 期 計 画	
新	旧	新	旧
１０ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務 （１）承継年金住宅融資等債権管理回収業務 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努めること。	１０ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務 （１）承継年金住宅融資等債権管理回収業務 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努めること。	１０ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務 （１）承継年金住宅融資等債権管理回収業務 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。	１０ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務 （１）承継年金住宅融資等債権管理回収業務 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。
		① 必要に応じて関係行政機関及び受託金融機関と緊密に連携しつつ、年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。	① 必要に応じて関係行政機関及び受託金融機関と緊密に連携しつつ、年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。
		② 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行う。	② 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行う。
		③ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行う。	③ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行う。
② 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生抑制に努めること。	② 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生抑制に努めること。	④ 年金住宅融資等債権について、必要に応じて関係行政機関との協議を行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生抑制に努める。	④ 年金住宅融資等債権について、必要に応じて関係行政機関との協議を行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生抑制に努める。
		⑤ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努める。	⑤ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努める。
③ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めること。	③ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めること。	⑥ 転貸法人に対して必要な助言等を行うことにより、転貸法人による適切な債権回収を推進する。	⑥ 転貸法人に対して必要な助言等を行うことにより、転貸法人による適切な債権回収を推進する。

中 期 目 標		中 期 計 画	
新	旧	新	旧
(2) 承継教育資金貸付けあっせん業務 「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえ、平成20年度から承継教育資金貸付けあっせん業務を休止すること。	(2) 承継教育資金貸付けあっせん業務 「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえ、平成20年度から承継教育資金貸付けあっせん業務を休止すること。	(2) 承継教育資金貸付けあっせん業務 承継教育資金貸付けあっせん業務については、平成20年度から業務を休止する。	(2) 承継教育資金貸付けあっせん業務 承継教育資金貸付けあっせん業務については、平成20年度から業務を休止する。

中 期 目 標		中 期 計 画	
新	旧	新	旧
第 5 財務内容の改善に関する事項 通則法第 29 条第 2 項第 4 号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。	第 5 財務内容の改善に関する事項 通則法第 29 条第 2 項第 4 号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。	第 4 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別表 1 のとおり 2 収支計画 別表 2 のとおり 3 資金計画 別表 3 のとおり	第 4 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別表 1 のとおり 2 収支計画 別表 2 のとおり 3 資金計画 別表 3 のとおり
1 運営費交付金以外の収入の確保 運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努めること。	1 運営費交付金以外の収入の確保 運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努めること。	第 5 短期借入金の限度額 1 限度額 91, 600 百万円 2 想定される理由 (1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。 (2) 一般勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。 (3) 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。 (4) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。 (5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。	第 5 短期借入金の限度額 1 限度額 91, 600 百万円 2 想定される理由 (1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。 (2) 一般勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。 (3) 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。 (4) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。 (5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。
2 自己資金調達による貸付原資の確保 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、財投機関債の発行等による資金調達を適切に行うこと。	2 自己資金調達による貸付原資の確保 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、財投機関債の発行等による資金調達を適切に行うこと。		
3 資産の有効活用 機構の保有する資産の活用方法について、自己収入の増加を図る等の観点から、中期目標期間中に見直しを行うこと。 また、利益剰余金や保有する施設等について、保有の必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて不断の見直しを行い、不要と認められるものについては、速やかに国庫納付すること。	3 資産の有効活用 機構の保有する資産の活用方法について、自己収入の増加を図る等の観点から、中期目標期間中に見直しを行うこと。	第 6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 見直しの基本方針に基づき、次の資産を国庫納付する。 - 職員宿舍及び公庫総合運動場 - 業務廃止後の年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定に係る政府出資金等	第 6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 宝塚宿舍（兵庫県宝塚市、戸建 3 戸）、川西宿舍（兵庫県川西市、戸建 1 戸）、千里山田宿舍（大阪府吹田市、区分所有建物 2 戸）及び戸塚宿舍（横浜市戸塚区、集合住宅 1 棟）を売却する。
		第 7 第 6 の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし	
		第 8 剰余金の使途 全勘定に共通する事項 業務改善にかかる支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源	第 7 剰余金の使途 全勘定に共通する事項 業務改善にかかる支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源

中 期 目 標		中 期 計 画	
新	旧	新	旧
		労災年金担保貸付勘定に係る事項 将来の資金需要の増加に対処するための貸付原資	労災年金担保貸付勘定に係る事項 将来の資金需要の増加に対処するための貸付原資
第 6 その他業務運営に関する重要事項 通則法第 2 9 条第 2 項第 5 号のその他業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。 人事に関する事項 （１）効率的かつ効果的な業務運営を行うため、組織編成及び人員配置を実情に応じて見直すこと。 （２）人事評価制度の運用により職員の努力とその成果を適正に評価するとともに、人材の育成に努め、士気及び専門性の高い組織運営に努めること。	第 6 その他業務運営に関する重要事項 通則法第 2 9 条第 2 項第 5 号のその他業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。 人事に関する事項 （１）効率的かつ効果的な業務運営を行うため、組織編成及び人員配置を実情に応じて見直すこと。 （２）人事評価制度の運用により職員の努力とその成果を適正に評価するとともに、人材の育成に努め、士気及び専門性の高い組織運営に努めること。	第 9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成 1 5 年厚生労働省令第 1 4 8 号）第 4 条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。 1 職員の人事に関する計画 （１）方針 ① 業務処理方法の改善等を図り組織のスリム化に努めるとともに、各業務の特性や業務量を踏まえ、組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。 ② 人事評価制度の適正な運用を行い、評価結果を人事及び給与等に反映し、士気の高い組織運営に努める。 ③ 質の高いサービスの提供を行うことができるように、各業務の特性に応じて、専門性の高い職員の育成・確保に努める。 ④ 担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施する。 （２）人員に係る指標 期末の常勤職員数を期初の常勤職員数の 1 0 0 %以内とする。 （参考 1）期初の常勤職員数 2 9 9 人 （参考 2）中期目標期間中の人件費総額見込み 1 1, 5 0 9 百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び時間外勤務手当に相当する範囲の費用である。 2 施設及び設備に関する計画 なし 3 積立金の処分に関する事項 前期中期目標の期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第 4 4 条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額について、自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した固定資産の減価償却に充てることとする。	第 8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成 1 5 年厚生労働省令第 1 4 8 号）第 4 条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。 1 職員の人事に関する計画 （１）方針 ① 業務処理方法の改善等を図り組織のスリム化に努めるとともに、各業務の特性や業務量を踏まえ、組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。 ② 人事評価制度の適正な運用を行い、評価結果を人事及び給与等に反映し、士気の高い組織運営に努める。 ③ 質の高いサービスの提供を行うことができるように、各業務の特性に応じて、専門性の高い職員の育成・確保に努める。 ④ 担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施する。 （２）人員に係る指標 期末の常勤職員数を期初の常勤職員数の 1 0 0 %以内とする。 （参考 1）期初の常勤職員数 2 9 9 人 （参考 2）中期目標期間中の人件費総額見込み 1 1, 5 0 9 百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び時間外勤務手当に相当する範囲の費用である。 2 施設及び設備に関する計画 なし 3 積立金の処分に関する事項 前期中期目標の期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第 4 4 条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額について、自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した固定資産の減価償却に充てることとする。